

令和6年度第2回平塚市下水道運営審議会次第

日時 令和6年10月4日（金）

13：30～15：30

場所 平塚市役所

本館5階 519会議室

1 議題

（1）吉蔭地区の下水道整備事業に係る下水道事業分担金について（諮問）

諮問事項

ア 区分の名称及び実施区域の設定

イ 基本負担金及び増負担金の額の設定

ウ 一括納付報奨金の設定

2 その他

吉際地区の下水道整備事業に係る下水道事業分担金について

1 下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金について

公共下水道が整備された地域は汚水処理に係る環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、結果として土地の資産価値が増加します。

下水道事業の建設費は国の補助金や市費などで賄っていますが、下水道施設は道路や公園のような一般の公共施設とは異なり、利用できる人が限られています。そこで都市計画法第75条の規定に基づき徴収する受益者負担金及び地方自治法第224条の規定に基づき徴収する分担金について、本市では「平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例」（以下、「条例」という。）（資料1）を定め、区分ごとに市街化区域は下水道事業受益者負担金、市街化調整区域は下水道事業分担金を設定しています。

2 下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金設定の経緯について

本市では、昭和40年4月1日施行の第1期事業から平成30年4月1日施行の第7期事業まで、9回にわたって基本負担金等の設定を行ってきました。（資料2）

- ・市街化区域は、第1期～第3期、新田、第4期、第5期及び第7期事業として下水道事業受益者負担金を設定
- ・市街化調整区域は、第6期事業（平成18年度に拡大）として下水道事業分担金を設定

3 吉際地区の下水道整備事業について

市街化調整区域の吉際地区の下水道整備事業については、平成23年度に、下水道法による「相模川流域関連平塚公共下水道事業計画」の認可を県から取得しました。（資料3）令和5年度に隣接するツインシティ大神地区の下水道整備がおおむね完了し、流下先ができたことから、令和7年度からの下水道整備に向け、条例等により新たに区分や負担金を定める必要があります。

4 諮問事項

（1）区分の名称及び実施区域の設定

吉際地区の下水道整備事業について、区分の名称を「第8期事業」、実施区域を「吉際の一部」とし、条例等の整備を行うものです。

（2）基本負担金及び増負担金の額の設定

負担金は、受益地の面積により賦課する「基本負担金」と超過する汚水の排除量により賦課する「増負担金」の2種類があります。

ア 基本負担金について

基本負担金については、平成30年4月1日施行のツインシティ大神地区（第7期事業）と令和7年4月1日施行予定の吉際地区（第8期事業）は隣接した地域であること、吉際地区の下水道の流下先がツインシティ大神地区であること、下水道の整備時期が近いことから、吉際地区の下水道整備事業は第7期事業に付随するものと考えます。

以上のことから、吉際地区の基本負担金は第7期事業を基本としますが、第7期事業施行からの経年による物価上昇分を反映し、393円/㎡とすることが妥当と考えます。

(第7期事業基本負担金)	(平成30年から令和5年の 消費者物価指数(※)の増加率)	(第8期事業基本負担金)
371円/㎡	× 105.6/99.5	÷ 393円/㎡
	令和5年の年間指数/平成30年の年間指数	1円未満の端数は切り捨て

【出典「2020年基準消費者物価指数」総務省統計局】

※消費者物価指数とは…総務省が発表する統計指標で、全国の世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するものです。ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表しています。

イ 増負担金について

増負担金とは、条例第3条第3項で定める「年間の汚水の排除量が受益地1平方メートル当たり2.92立方メートルを超える場合にその超過する汚水の排除量により賦課する。」という規定によるものですが、吉際地区については該当する大規模事業所がないため、「増負担金」は賦課しないものとします。

(3) 一括納付報奨金の設定

一括納付報奨金について、直近の第7期事業と同一とし、次のとおりとします。

種 類	納 期 限	支 給 率	支給限度額
全年度一括 (3年分を一括払い)	第1期の 納期限内	負担金決定額の 100分の10	100,000円
単年度一括 (1年分を一括払い)	第1・5・9期の 納期限内	負担金決定額の 100分の2.5	8,250円

5 総括

以上のことから、吉際地区の下水道事業分担金について次のとおり諮問します。

区分の名称	第8期事業		
実施区域	吉際の一部		
負担金の単価	基本負担金 393円/㎡ 増負担金なし		
一括納付報奨金	全年度一括	10%	(限度額 100,000円)
	単年度一括	2.5%	(限度額 8,250円)

以上

○平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例

制 定 昭和 4 9 年 3 月 2 9 日 条例第 1 号

最近改正 令和 5 年 9 月 2 0 日 条例第 2 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別に定めるものを除き、本市の下水道事業（以下「事業」という。）において、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 5 条の規定に基づき徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき徴収する分担金（以下これらを「負担金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地（以下「受益地」という。）の所有者をいう。ただし、地上権、永小作権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となつている受益地については、それぞれ地上権者、永小作人、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）による土地区画整理事業の施行に係る受益地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして受益者を定めることができる。

(負担金の種類)

第 3 条 負担金は、基本負担金及び増負担金とする。

2 基本負担金は、受益地の面積により賦課する。

3 増負担金は、年間の汚水の排除量が受益地 1 平方メートル当たり 2. 9 2 立方メートルを超える場合にその超過する汚水の排除量により賦課する。ただし、規則で定める汚水については、賦課しない。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、別表の定めるところによる。

(事業実施の決定及び公告)

第5条 市長は、事業の実施を決定したときは、事業の名称、実施区域、対象面積、実施年度その他事業の概要を公告しなければならない。

(賦課対象区域の決定及び公告)

第6条 市長は、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(受益者の申告)

第7条 前条の公告があつたときは、当該賦課対象区域内の土地に係る受益者は、市長が定める日までにその所有し、又は地上権等を有する受益地の面積その他市長が必要と認める事項を申告しなければならない。

(職権認定)

第8条 市長は、前条の規定による申告がない場合又は申告内容が事実と異なるものと認められる場合には、当該事項について認定することができる。

2 前項の規定によるもののほか、増負担金に係る汚水の排除量の認定方法は、規則で定める。

(負担金の賦課)

第9条 負担金は、第6条の公告の日現在における当該賦課対象区域内の土地に係る受益者に賦課する。

(負担金の決定)

第10条 市長は、第6条の公告の日現在における当該賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに負担金の額を決定し、遅滞なく、当該負担金の額及び納期等を当該受益者に通知しなければならない。

(負担金の納期)

第11条 負担金は、3年12回に分割して徴収するものとし、各納期は、次の各号に定めるとおりとし、第1期から第4期までに係る負担金は第1年度に、第5期から第8期までに係る負担金は第2年度に、第9期から第12期までは第3年度に徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付若しくは納期前納付を申し出たとき又は第14条の規定により繰り上げ納付をさせるときは、この限りでない。

- (1) 第1期、第5期及び第9期 6月1日から同月末日まで
- (2) 第2期、第6期及び第10期 9月1日から同月末日まで
- (3) 第3期、第7期及び第11期 12月1日から同月28日まで
- (4) 第4期、第8期及び第12期 2月1日から同月末日まで

2 市長は、年度の途中において負担金の徴収を開始する場合その他特別の理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、納期を別に定めることができる。

(負担金の納付)

第12条 受益者は、負担金を市長の発する納入通知書により納付しなければならない。

(一括納付報奨金)

第13条 第1期の納期内に負担金の全額を一括納付した受益者又は各年度の最初の納期内に当該年度内の負担金を一括納付した受益者に対しては、当該納付額（規則で定める額を超えるときは、その超える部分の金額を除く。）に100分の20を超えない範囲内において規則で定める率を乗じて得た額を一括納付報奨金として交付する。この場合において報奨金の全額が10円に満たないとき又は10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(繰り上げ納付)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、納期を繰り上げて、負担金を納付させることができる。

- (1) 受益者が国税、地方税その他公課の滞納による滞納処分を受けたとき。
- (2) 受益者が強制執行を受けたとき。
- (3) 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 受益者が競売の開始を受けたとき。
- (5) 受益者である法人が解散したとき。
- (6) 受益者の死亡により相続人が限定承認したとき。
- (7) 受益者が詐欺その他の不正の手段により負担金の徴収を免れようとしたとき。

(受益者に変更があつた場合の取扱い)

第15条 第6条の公告の日後に受益者に変更があつた場合において当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該届出の日までに納付すべき時期に

至っている負担金は、従前の受益者が納付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により新たに受益者となつた者に対しては、地位承継に伴う負担金の額を通知するものとする。

(納付管理人の届出)

第16条 受益者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合には、負担金の納付に関する一切の事務を処理させるため、市内に住所又は居所を有する者を納付管理人と定め、市長に届け出なければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも、また同様とする。

(受益者等の住所等の変更届出)

第17条 受益者は、その住所等を変更したとき又は納付管理人が住所等を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(負担金の徴収猶予)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が、現に所有し、又は地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (2) 受益者が、災害等の理由により、当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(負担金の減免等)

第19条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、当該負担金を減免することができる。

- (1) その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

- (4) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (6) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者
(延滞金)

第20条 都市計画法第75条第4項の規定による延滞金の徴収については、平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例（昭和34年条例第21号）に定めるところによる。
この場合において、同条例第3条第1項及び附則第3項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」とする。

(立入り調査等)

第21条 市長は、負担金の賦課徴収について必要があると認める場合には、関係職員をして受益者の土地に立ち入らせ、その他施設設備等を調査させ、又は関係書類の提出を求めることができる。この場合において当該受益者は、正当な理由なく、これを拒むことができない。

2 前項の規定により受益者の土地に立ち入り、その他施設設備等を調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任規定)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平塚都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（昭和50年9月30日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年9月16日から適用する。

付 則（昭和53年3月28日条例第15号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の平塚都市計画下水道事業受益者負担金条例第13条の規定は、第3期事業の負担金の納付から適用し、第2期事業の負担金の納付については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年10月1日条例第18号）

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月31日条例第8号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月22日条例第6号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月20日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年11月1日から適用する。

附 則（平成12年12月19日条例第31号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第2期事業の項の改正規定、同表第3期事業の項の改正規定及び同表第4期事業の項の改正規定は、平成13年2月5日から施行する。

附 則（平成13年12月20日条例第16号）

この条例は、平成14年2月4日から施行する。ただし、別表第5期事業の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月22日条例第26号）

この条例は、平成16年2月16日から施行する。

附 則（平成17年3月23日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月26日条例第39号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 25 日条例第 28 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 18 日条例第 32 号）

この条例は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 20 日条例第 28 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 21 日条例第 18 号）

この条例は、令和 4 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 20 日条例第 22 号）

この条例は、令和 5 年 10 月 16 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	実施区域	基本負担金	増負担金
第2期事業	長瀬及び堤町の全部 中堂、天沼、宮松町、浅間町、追分及び大原の一部 東八幡五丁目の全部並びに東八幡一丁目、東八幡三丁目、東八幡四丁目、西八幡一丁目及び西八幡二丁目の一部 四之宮三丁目及び四之宮四丁目の一部	受益地1平方メートル当たり 169円96銭	超過汚水排除量1立方メートル当たり 9円7銭
第3期事業	東八幡二丁目、西八幡三丁目、西八幡四丁目、中原一丁目、御殿一丁目、南原一丁目、南原二丁目、達上ヶ丘、諏訪町、富士見町、立野町、豊原町、中里、上平塚、桜ヶ丘、平塚一丁目、平塚二丁目、平塚三丁目、平塚四丁目、平塚五丁目、見附町、錦町、黒部丘、董平、花水台、撫子原及び四之宮五丁目の全部並びに四之宮一丁目、四之宮二丁目、四之宮三丁目、四之宮四丁目、東真土二丁目、東八幡一丁目、東八幡三丁目、東八幡四丁目、西八幡一丁目、西八幡二丁目、新町、大原、追分、中原二丁目、御殿二丁目、南原三丁目及び虹ヶ浜の一部	受益地1平方メートル当たり 294円54銭	超過汚水排除量1立方メートル当たり 15円71銭

新田事業	須賀及び馬入の一部	受益地 1 平方メートル当たり 290 円	超過汚水排除量 1 立方メートル当たり 18 円
第 4 期事業	御殿三丁目、中原三丁目、東中原一丁目、東中原二丁目、四之宮六丁目、四之宮七丁目、東真土一丁目、東真土三丁目、西真土一丁目、田村五丁目、田村六丁目、田村七丁目、田村八丁目、田村九丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目及び大神九丁目の全部並びに南原三丁目、御殿二丁目、中原二丁目、新町、四之宮一丁目、四之宮二丁目、四之宮四丁目、東真土二丁目、東真土四丁目、西真土二丁目、西真土三丁目、田村一丁目、田村二丁目、田村三丁目、田村四丁目、大神一丁目、大神五丁目、大神六丁目、大神八丁目及び横内の一部	受益地 1 平方メートル当たり 311 円	超過汚水排除量 1 立方メートル当たり 16 円
第 5 期事業	唐ヶ原、南原四丁目、御殿四丁目、豊田平等寺、豊田宮下、ふじみ野一丁目、ふじみ野二丁目、めぐみが丘一丁目、めぐみが丘二丁目、北金目一丁目、北金目四丁目、真田二丁目、真田四丁目、山下一丁目、山下二丁目、山下三丁目、万田一丁目、万田二丁目、徳延、高	受益地 1 平方メートル当たり 339 円	

	村、日向岡一丁目及び日向岡二丁目の全部並びに中原下宿、南豊田、豊田小嶺、豊田本郷、北豊田、岡崎、長持、寺田縄、入野、飯島、広川、片岡、南金目、北金目二丁目、北金目三丁目、真田一丁目、真田三丁目、纏、公所、根坂間、出縄、万田三丁目、高根一丁目、高根二丁目及び河内の一部		
第6期事業	高根三丁目の全部並びに大神一丁目、田村一丁目、田村二丁目、田村三丁目、田村四丁目、横内、東真土四丁目、西真土二丁目、西真土三丁目、西真土四丁目、入野、寺田縄、飯島、根坂間、万田三丁目、高根一丁目、高根二丁目、岡崎、出縄、豊田本郷、豊田打間木、東豊田、下島、小鍋島、大島、豊田小嶺、北豊田、南豊田、城所、長持、纏、河内、公所、広川、片岡、北金目、北金目二丁目、北金目三丁目、南金目、千須谷及び真田一丁目の一部	受益地1平方メートル当たり 366円	
第7期事業	大神七丁目の全部並びに大神五丁目、大神六丁目及び大神八丁目の一部	受益地1平方メートル当たり 371円	

事業期別 受益者負担金 比較表

事業期	第1期	第2期	第3期	新田	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期(案)
施行日	S40.4.1	S48.4.1	S52.4.1	S60.4.1	S62.4.1	H2.4.1	H13.4.1 H18.4.1	H30.4.1	R7.4.1
基本負担金額	71,0875円	169,96円	294,54円	290円	311円	339円	366円	371円	393円
前期との比(円)	—	98,8725円	124,58円	-4,54円	21円	28円	27円	5円	22円
前期との比(%)	—	239,09%	173,30%	98,46%	107,24%	109,00%	107,96%	101,37%	105,93%
予定総事業費	1,681,000千円	5,221,000千円	23,497,000千円	379,115千円	24,670,000千円	37,300,000千円	18,550,000千円	5,080,000千円	776,683千円
負担金総額	280,167千円	793,725千円	2,361,860千円	36,660千円	2,343,884千円	3,239,551千円	1,239,350千円	254,000千円	17,842千円
増負担金額	汚水量比	9,07円	15,71円	18円	16円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

